

議案第 98 号

第 2 期桐生市教育大綱の策定について

第 2 期桐生市教育大綱を策定することについて、桐生市議会の議決すべき事件を定める条例(平成 31 年桐生市条例第 9 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

# 第2期

## 桐生市教育大綱

## 目 次

1	大綱策定の趣旨 .....	1
2	大綱の位置付け .....	1
3	大綱の対象期間 .....	2
4	大綱の構成 .....	3
5	基本理念 .....	3
6	基本方針 .....	4
7	各方針の施策 .....	5
	《資料編》 .....	10
	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） .....	11
	○教育基本法（抄） .....	12
	○桐生市総合教育会議運営要綱 .....	13
	○第2期桐生市教育大綱の策定過程 .....	15

## 1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地方教育行政法」という。）が、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

また、大綱の策定については、地方教育行政法第 1 条の 4 第 1 項に基づき設置した「総合教育会議」において、協議・調整を行うこととされています。

桐生市では、地方教育行政法第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度に桐生市教育大綱（対象期間：平成 27 年度～平成 29 年度）を策定後、平成 29 年度に同大綱の対象期間を平成 31 年度までの 2 年間、令和元年度に令和 2 年度までの 1 年間延長する改定を行い、令和 3 年 3 月に対象期間が終了するため、第 2 期桐生市教育大綱を策定するものです。

## 2 大綱の位置付け

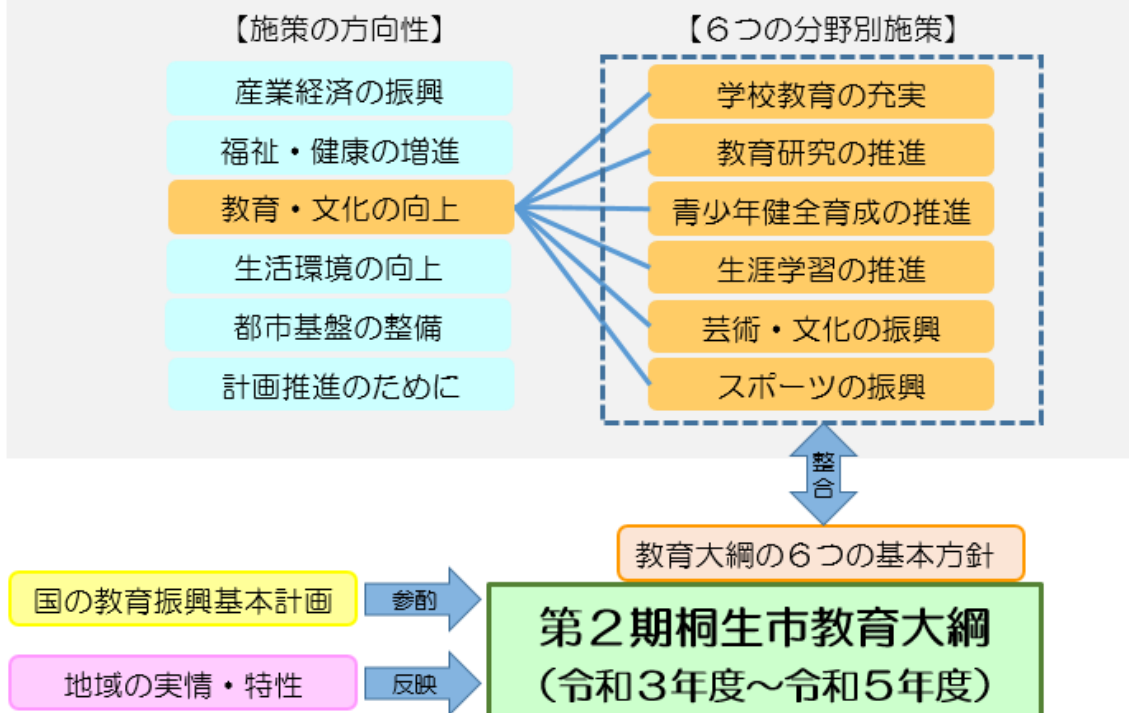
本大綱は、地方教育行政法第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、大綱の策定にあたっては、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の最上位計画である桐生市第六次総合計画との整合を図り、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱としています。

桐生市第六次総合計画の基本構想では、「将来都市像」を「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」、「まちづくりの基本テーマ（理念）」を「“感性”を育む人づくり」「“つながり”を生かしたまちづくり」とし、これらを実現するための施策の大綱において、教育分野の施策の方向性を「教育・文化の向上」としています。

このため、本大綱では、施策の方向性「教育・文化の向上」の 6 つの分野別施策である「学校教育の充実」「教育研究の推進」「青少年健全育成の推進」「生涯学習の推進」「芸術・文化の振興」「スポーツの振興」と、本大綱の 6 つの基本方針を関連させ、桐生市第六次総合計画との整合が図られた内容としています。

## 桐生市第六次総合計画 前期基本計画（令和2年度～令和5年度）



### 3 大綱の対象期間

大綱の対象期間は、桐生市第六次総合計画前期基本計画の計画期間との整合を図り、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
総合計画	2か年延長		第六次総合計画				基本構想（8か年）			
			前期基本計画（4か年）			後期基本計画（4か年）				
教育大綱	2か年延長		1か年延長	第2期教育大綱（3か年）						

## 4 大綱の構成

大綱は、「基本理念」、「基本方針」、「施策」の3層で構成します。

## 5 基本理念

基本理念は、国の第3期教育振興基本計画（「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「教育政策推進のための基盤を整備する」）を参酌しつつ、総合教育会議での構成員の意見や桐生市第六次総合計画を参考にしています。

# 桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり

- 地域の特色を生かした教育を通じて、桐生への愛着や誇りに思う気持ちを育むとともに、夢や志に挑戦するために必要となる力を育成し、桐生の発展を牽引する人材や世界を舞台に活躍する人材を育成します。
- 教職員の資質・能力の向上、学校施設の整備や学習環境の充実を図るとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持ちながら相互に連携協力し、安全・安心で質の高い教育環境づくりを推進します。
- 生涯にわたって学び、文化芸術活動やスポーツに親しむ機会の充実を図り、市民の知識や感性を高めるとともに、身に付けた学びの成果や経験を地域での活動に生かしながら、元気に活躍し続けられる環境を整えます。

## 6 基本方針

桐生市第六次総合計画との整合を図るため、同計画における教育分野の施策の方向性「教育・文化の向上」の「学校教育の充実」「教育研究の推進」「青少年健全育成の推進」「生涯学習の推進」「芸術・文化の振興」「スポーツの振興」の6つの分野別施策を、第2期桐生市教育大綱の6つの基本方針としています。

- (1) 「桐生を好きな子供」を育成するため、桐生ならではの特色ある教育をはじめとする学校教育の充実を図ります。【学校教育の充実】
- (2) 「桐生を好きな子供」の育成に向けた本市の教育の更なる質の向上を図るため、学力向上や生徒指導等における教育課題の解決につながる教育研究を推進します。【教育研究の推進】
- (3) 青少年の自立と社会参加を促進するため、学校・家庭・地域の連携を一層深め、環境浄化・非行防止活動を市民総ぐるみの運動として、青少年教育活動を推進します。【青少年健全育成の推進】
- (4) 住民自らの学びを、よりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な主体との連携により生涯学習を推進します。【生涯学習の推進】
- (5) 心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動を促進するとともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化の振興を図ります。【芸術・文化の振興】
- (6) 一人でも多くの市民にスポーツを楽しんでもらうため、いつでも、どこでも、誰でも楽しめるスポーツを推進します。【スポーツの振興】

## 7 各方針の施策

(1)「桐生を好きな子供」を育成するため、桐生ならではの特色ある教育をはじめとする学校教育の充実を図ります。【学校教育の充実】

(教育内容の充実)

◆桐生ならではの特色ある教育の充実

- 豊かな自然、固有の歴史や伝統、人材等、それぞれの地域の教育資源を生かした特色ある教育活動の充実を図ります。
- 群馬大学と連携した事業等の拡充を図り、幼児期からの一貫した教育プログラムの創出を目指します。
- 幼児期から外国語や外国文化に触れる機会を充実させるなど、国際理解教育の更なる推進を図ります。

◆成長過程に応じた学習内容の充実

- 幼児教育から高等教育までを通じて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」や「問題発見・解決能力」を養い、自ら考え、生きる力を育みます。

◆専門教育の充実

- 商業高校における地元に着した就業体験や資格取得の促進など、多岐にわたる学習・経験を通じて、自分らしい生き方を実現する力を養います。

◆特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする子供への就学相談の充実や校内支援体制の整備を推進します。

(教育環境の充実)

◆施設・設備の充実

- 安全・安心で質の高い教育施設の整備や、時代の変化に即した教育環境の充実を図ります。

◆教育の機会均等

- 生まれ育った環境に左右されず、教育を受けることができる環境の整備を図ります。

◆学校適正配置の推進

- 良好な教育環境を確保するため、学校の適正配置を推進します。

(学校給食の充実)

◆学校給食の充実

- 給食内容の充実や衛生管理の徹底を図り、安全で安心な学校給食を提供します。



◆食育指導の推進

○食に関する正しい知識や望ましい食習慣を育むとともに、地場産物の活用を推進します。

◆効率的な運営の推進

○施設の充実を図り、より安全で安心な学校給食を安定的に提供します。

(2)「桐生を好きな子供」の育成に向けた本市の教育の更なる質の向上を図るため、学力向上や生徒指導等における教育課題の解決につながる教育研究を推進します。【教育研究の推進】

(教育研究・相談機能の充実)

◆教育研究・研修の充実

○学力向上や生徒指導等における多様な課題に対応するため、調査・研究体制の充実を図ります。

○研修講座の充実や群馬大学との連携を図り、教職員の専門的知識や技能の向上を図ります。

○教育研究所等の既存教育施設の機能を集約し、教育基盤の充実を図ります。

◆教育相談の充実

○不登校等の不安や悩みに対応するため、教職員の教育相談技術の向上を図ります。

◆教育資料室の充実

○地域の教育関係資料や学校教育に関する資料の収集・整理・保管を行い、教育活動への有効活用を推進します。

(適応指導の充実)

◆適応指導教室の充実

○すべての子供が健やかに育つことができるように、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援・指導体制の充実を図ります。

◆相談体制の充実

○幅広い分野の教育相談機能の充実を図るため、教育相談に対する相談窓口のワンストップ化を図ります。

(3) 青少年の自立と社会参加を促進するため、学校・家庭・地域の連携を一層深め、環境浄化・非行防止活動を市民総ぐるみの運動として、青少年教育活動を推進します。【青少年健全育成の推進】

(青少年教育の充実)

◆青少年保護活動の充実

○家庭・学校・地域が一体となり、青少年の安全確保と健全育成のための環境づくりを推進します。

◆市民総ぐるみ「青少年健全育成運動」の推進

○青少年の非行を防止するため、地域ごとに家庭健全化や青少年健全育成運動を推進します。

◆相談機能の充実

○青少年の相談内容の多様化に対応するため、専門相談員の資質の向上を図ります。

(青少年教育施設の運営)

◆青少年教育施設の運営

○豊かな自然環境を生かした野外活動や集団活動を通じて、青少年の健全育成を図ります。

(4) 住民自らの学びを、よりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な主体との連携により生涯学習を推進します。【生涯学習の推進】

(生涯学習の充実)

◆生涯学習機会の充実

○多様な学習機会や学習情報の提供により、誰もが主体的に学べる環境づくりを推進します。

◆社会教育の充実

○学びの成果を地域づくりにつなげていけるよう、各種社会教育団体等と連携し社会教育の充実に努めます。

◆学校・地域との連携の推進

○学校・地域との連携により、地域全体で子供の成長を支えていく環境づくりを推進します。

○産・学・官・民等、地域の多様な主体との連携により、感性豊かな人材を育成します。

(社会教育施設の充実)

◆公民館の充実と学習要求への対応

○自主的な学習活動を支援し、利用しやすい環境整備を推進します。

◆図書館の充実

○多様なニーズに応じた図書資料を整備するとともに、読書に親しむ環境の充実を図ります。

(5) 心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動を促進するとともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化の振興を図ります。  
【芸術・文化の振興】

(芸術・文化活動の推進)

◆文化活動の支援

○芸術文化団体に対する支援を行うなど、地域文化の振興を図ります。

◆芸術文化活動拠点施設の充実

○芸術文化に触れる場を提供することにより、豊かな感性や想像力を育む機会の充実を図ります。

(文化財の保護・活用)

◆文化財の保護・活用

○歴史的資産を後世に伝えるため、文化財の保存と活用を図ります。

(6) 一人でも多くの市民にスポーツを楽しんでもらうため、いつでも、どこでも、誰でも楽しめるスポーツを推進します。【スポーツの振興】

(スポーツ活動の推進)

◆スポーツイベントの開催・支援

○生涯にわたり誰もがスポーツに親しむことができる機会を提供します。

◆競技スポーツの推進

○関係団体と連携し、選手の強化や競技力の向上に努めます。

◆生涯スポーツの推進

○生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。

◆団体・指導者の育成

- 各種競技団体の育成強化を図るとともに、スポーツ活動の指導者の資質や指導力の向上を図ります。

(スポーツ施設の充実)

◆スポーツ施設の充実

- 市民の健康増進を図るため、安全に利用しやすいスポーツ施設の整備を推進します。

## 《資料編》

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## ○教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## ○桐生市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、桐生市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議は、市長が招集し、市長がその議事を進行する。

2 市長は、あらかじめ会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき主な事件を構成員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(会議の成立)

第4条 会議は構成員の中で、市長、教育長外2名の出席で成立する。ただし、緊急を要する場合は、市長及び教育長のみで成立するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表さないこと。
- (5) 写真又は動画を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ市長



の許可を得た場合はこの限りでない。

(6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人は、市長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の職及び氏名

(3) 議題及び議事の概要

(4) その他市長又は会議において必要と認めた事項

(事務局)

第8条 会議の事務局は、教育委員会教育部総務課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議について必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月30日)

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

## ○第2期桐生市教育大綱の策定過程

年月日	事項	内容
令和2年5月21日	第1回桐生市総合教育会議 (WEB会議)	第2期桐生市教育大綱の方向性に関する意見交換
令和2年7月2日	市長とPTAとの意見交換会	第2期桐生市教育大綱骨子に関する意見交換
令和2年7月10日	桐生市議会 教育民生委員協議会	第2期桐生市教育大綱策定の進捗状況について報告
令和2年7月22日	第2回桐生市総合教育会議	第2期桐生市教育大綱素案に関する協議・調整
令和2年8月20日	第3回桐生市総合教育会議	第2期桐生市教育大綱行政案に関する協議・調整
令和2年8月31日	桐生市議会 教育民生委員協議会	第2期桐生市教育大綱を議決すべき事件の対象とするか審議、行政案の意見提出手続について報告
令和2年9月1日 ～30日	意見提出手続 (パブリックコメント)	第2期桐生市教育大綱行政案の意見提出手続の実施
令和2年9月9日	桐生市議会 議会運営委員会	第2期桐生市教育大綱を議決すべき事件として決定
令和2年10月14日	第4回桐生市総合教育会議	第2期桐生市教育大綱(案)の協議・調整・決定

## 議 案 説 明

### 議案第 98 号 第 2 期桐生市教育大綱の策定について

現行計画である桐生市教育大綱が令和 2 年度をもって終了することから、終了後も引き続き桐生市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるため、令和 3 年度を初年度とする新たな教育大綱を策定しようとするものです。